

施設基準等に係る届出について

当院では、以下の施設基準を満たす体制を整え、四国厚生支局に届出を行っています。

基本診療料

- ◆ 外来感染対策向上加算
- ◆ 電子的診療情報連携体制整備加算2
- ◆ 時間外対応体制加算1

特掲診療料

- ◆ 在宅療養支援診療所2
- ◆ がん治療連携指導料
- ◆ 在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料
- ◆ 持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
- ◆ 地域支援・外来医薬品供給対応体制加算
- ◆ 外来・在宅ベースアップ評価料（1）注5



医療法人 永松内科医院

NAGAMATSU NAIKA CLINIC

当院の院内感染防止対策に関する取組

1. 院内感染対策に係る基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要です。院内感染防止対策を全従業員が把握し、指針に則った医療を提供します。

2. 院内感染対策に係る組織体制、業務内容

- ◆ 感染防止対策部門を設置し、院内感染管理者を配置した上で、感染防止に係る日常業務を行います。
- ◆ 院内感染管理者の業務内容
 - ① 定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行う（1週間に1回程度）。
 - ② 院内感染対策指針及びマニュアルの作成・見直しを行うとともに全職員へ周知する。
 - ③ 院内感染対策に関する資料を収集し、職員へ周知する。
 - ④ 職員研修を企画する。
 - ⑤ 院内感染が発生した場合は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。
 - ⑥ 愛媛県医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに年2回以上参加する。
 - ⑦ 愛媛県医師会が主催する新興感染症の発生等を想定した訓練に年1回以上参加する。

3. 抗菌薬適正使用のための方策

厚生労働省健康局結核感染症課作成の「抗微生物薬適正使用の手引き」を踏まえ、処方を行います。また愛媛県医師会から助言を受けて適宜処方内容を点検し、見直しを行います。

4. 他の医療機関等との連携体制

地域の感染症の情報の把握や適切な対応を実施するため、愛媛県医師会が実施するカンファレンス及び新興感染症の発生等を想定した訓練に参加するとともに、院内の抗菌薬の適正使用等について助言を受けるものとします。



患者様へのお知らせ

「電子的診療情報連携体制整備加算」について

- 診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
- マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付しています。

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、**領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書**を無料で発行致します。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、希望される方については、明細書を無料で発行致します。発行を希望される方は、会計窓口にてその旨お申し付けください。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で**明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。**



医療法人 永松内科医院

NAGAMATSU NAIKA CLINIC

診療時間外の対応について

当院は「時間外対応体制加算1」の施設基準を満たす体制を整え、四国厚生支局に届出をしています

当院を、継続的に受診されている患者さま（かかりつけの患者さま）からのお電話等によるお問い合わせに対し、常時対応できる体制をとっております。

※初診の患者さまは対象外となります。

- 電話でご連絡ください。

連絡先 : TEL. 0894-36-0224

- 場合によっては、院長の携帯電話に転送されます。状況により通話できない場合はメッセージを残してください。確認次第、折り返しご連絡いたします。
- 電話等による相談の結果、緊急の対応が必要と判断された場合には、外来診療、往診、他の医療機関との連携又は緊急搬送等の医学的に必要と思われる対応を行います。

上記についてのご質問等がございましたら、ご遠慮なく受付までお申し出ください。

院長 永松賢祐



医療法人 永松内科医院

NAGAMATSU NAIKA CLINIC

後発医薬品およびバイオ後続品の使用促進について

当院では、厚生労働省の後発医薬品・バイオ後続品の使用推進の方針に従い、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、**後発医薬品（ジェネリック医薬品）およびバイオ後続品（バイオシミラー）**を積極的に採用しています。

そのため、当院で処方する薬剤は後発医薬品・バイオ後続品になることがあります。

ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

後発医薬品とは

先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ成分をもつ医薬品のことです。

医薬品の開発に要する費用が少なく済むため、先発医薬品に比べ安価であり、使用することで医療費を少なくすることが期待できます。

バイオ後続品とは

遺伝子組換え技術などにより細胞、酵母、細菌などから産生されるタンパク質由来の医薬品である「バイオ医薬品」の特許が切れた後に、他の製薬企業から発売される先行品と同等の品質・安全性・有効性を有する医薬品です。

医薬品の採用は、品質・安全性等の情報を収集・評価し決定していますが、一部の医薬品では十分な供給が難しい状況が続いています。

医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画を見直すなど、適切な対応ができる体制を整備しております。

状況によっては、患者さまへ投与するお薬が変更になる可能性もあります。変更の際には、主治医等から説明が行われます。



医療法人 永松内科医院

NAGAMATSU NAIKA CLINIC



患者様へのお願い

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、患者様に安定的に薬物治療を提供するため、後発医薬品のある医薬品について「**一般名処方**」を実施しております。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方とは、

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することであり、有効成分が同一であれば、薬局にて原則どの後発医薬品も調剤可能となります。供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬から選択できます。

なお、医薬品によっては一般名処方できない場合もあります。あらかじめご了承ください。



ご不明な点やご心配なことなどがありましたら、説明をさせていただきますので、お気軽にお声がけください。



医療法人 永松内科医院

NAGAMATSU NAIKA CLINIC